

こ成母第 242 号  
令和 6 年 6 月 5 日

都道府県知事  
各 保健所設置市市長 殿  
特別区区長

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)

「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の一部改正について

母子保健医療対策総合支援事業については、令和 5 年 6 月 30 日こ成母第 36 号本職通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。